

第3章 成果の実績及び目標

(1) 図書館(室)における蔵書冊数・貸出冊数、小・中学生登録者数

		松阪図書館		嬉野図書館		三雲公民館図書室	
		22年度実績	28年度目標	22年度実績	28年度目標	22年度実績	28年度目標
蔵書冊数	一般書	179,555冊	202,500冊	77,266冊	91,000冊	10,650冊	15,000冊
	児童書	50,904冊	67,500冊	31,247冊	39,000冊	8,299冊	11,000冊
貸出冊数	一般書	364,155冊	390,000冊	164,542冊	182,000冊	7,853冊	8,000冊
	児童書	180,679冊	210,000冊	94,910冊	105,000冊	6,985冊	7,600冊
登録者数	小学生	2,590人	3,000人	1,748人	2,100人	258人	330人
	中学生	2,077人	2,400人	647人	1,000人	202人	220人

(2) 公立小・中学校における朝の読書実施数

	24年度実績	28年度目標
小学校(36校中)	33校	36校
中学校(12校中)	11校	12校

(3) 読書ボランティアを利用している公立小・中学校数

	24年度実績	28年度目標
小学校(36校中)	28校	36校
中学校(12校中)	4校	12校

(4) 公立中学校における団体貸出の延べ利用冊数

23年度実績	28年度目標
819冊	1,000冊

※「団体貸出」とは、松阪市図書館管理運営に関する実施要綱第11条の規定で、市内の保育園、幼稚園、小中学校、地域団体、老人福祉施設、病院、読書会等を対象として、貸出しをすることで、貸出し冊数は最大50冊までで、期間は1か月と定められています。

◇用語解説

※1 読書活動

本を読む、絵本を見たりおはなしを聞いたりする、読書会や朗読会等に参加する、読書感想文を書くなど、読書に関わる活動全般をいいます。なお、「本を読む」については、読書に入るきっかけとして、例えば、雑誌や新聞、漫画など多様な種類の本（読み物）に親しむことを含むこととします。

※2 子ども

本計画では、「子ども読書活動の推進に関する法律」第2条の規定により、おおむね18歳以下をいいます。

※3 子ども読書の日（4月23日）、子どもの読書週間

子ども読書の日は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第10条の規定により、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために定められています。

子どもの読書週間は、1954年に第1回が実施され、2000年の「子ども読書年」を機に、4月23日（「世界本の日」ユネスコ制定）から「こどもの日」をはさんだ5月12日までの約3週間を期間とされました。

※4 ブックスタート事業

1歳6か月児健康診査時に、幼児と一緒に絵本を開く喜びや大切さなどを伝えながら、絵本の入ったパック（絵本3冊・図書館案内・市内の子育て支援グループの資料等）を健診に訪れた保護者に手渡す事業です。

※5 読書週間（10月27日から11月9日までの2週間）

社団法人読書推進運動協議会により、読書活動を推進する行事を集中して行う期間として定められています。

※6 図書館司書

図書館法第4条の規定に基づいて図書館に設置される専門職員です。

※7 学校図書館図書標準

平成5年に策定された公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の水準のことです。

※8 読書支援ボランティア

学校・家庭・地域が一体となって子どもを育てる体制整備の推進を図る学校支援地域本部事業の活動内容の一つです。「読書支援ボランティア」により、読み聞かせや読書室の整備、アニメーション（遊びやゲームを通して、楽しみながら読解力・表現力・コミュニケーション力を育てるもの）等が行なわれています。

※9 ブックトーク

一定のテーマを立てて一定時間内に何冊かの本を複数の聞き手に紹介する行為のことで、多くは図書館や学校において、子どもたちを聞き手の対象として図書館司書、読書ボランティア団体等により行なわれます。

※10 録音図書

著作権法第37条第3項に基づいて作成されたカセット、CD等に録音された図書のことで、

※11 レファレンス

図書館利用者が求める資料や情報に対して、図書館スタッフが当該資料や情報を提供または提示すること、あるいはそれに関わる業務のことです。

◇資料編

(1) 学校図書館蔵書数(平成 23 年度末現在)

	蔵書数	一人あたりの蔵書数
小学校 (36 校) (9,145 人)	252,373 冊	約 27 冊
中学校 (12 校) (4,192 人)	99,940 冊	約 23 冊

(2) 図書館(室)蔵書冊数等一覧

(平成 23 年度末現在)

	松阪図書館	嬉野図書館	三雲公民館 図書室	計
蔵書冊数	230,459 冊	108,513 冊	18,949 冊	357,921 冊
(うち児童図書冊数)	(50,904 冊)	(31,247 冊)	(8,299 冊)	(90,450 冊)
児童蔵書冊数割合	22.0%	28.8%	43.8%	25.3%
貸出冊数	544,834 冊	259,452 冊	14,838 冊	819,124 冊
(うち児童図書冊数)	(180,679 冊)	(94,910 冊)	(6,985 冊)	(282,574 冊)
児童図書貸出冊数割合	33.1%	36.5%	47.1%	34.5%
登録者総数	64,402 人	17,989 人	1,695 人	84,086 人
(うち小学生)	(2,590 人)	(1,748 人)	(258 人)	(4,596 人)
小学生登録割合	4.0%	10.0%	15.2%	5.5%
(うち中学生)	(2,077 人)	(674 人)	(202 人)	(2,953 人)
中学生登録割合	3.2%	3.7%	11.9%	3.5%

(3) 読書ボランティア一覧

(五十音順)

(平成 24 年 11 月現在)

No.	団体名	主な活動場所	主な活動内容	会員数
1	ア・ピュアチューレ	三雲管内の幼稚園	絵本の読み聞かせ、手遊び	3
2	飯南キッズ	飯南管内の小学校	絵本の読み聞かせ、紙芝居、手遊びなど	5
3	絵本サークル「ぐりとぐら」	飯南管内の公立子育て支援センター	絵本の読み聞かせ	3
4	絵本サークル「ねむの木」	松阪市図書館	絵本の読み聞かせ、パネルシアター、手遊び、ふれあい遊び、絵本の紹介など	5
5	おはなし会「ひまわり」	嬉野図書館、嬉野管内の幼稚園、小学校など	絵本の読み聞かせ	11
6	おはなしキャラバン	松阪市図書館、本庁管内の小学校など	絵本・紙芝居の読み聞かせ、パネルシアターなど	19
7	おはなしグループ「わたぼうし」	嬉野管内の小学校、公民館、嬉野保健センター	絵本の読み聞かせ、パネルシアター、ストーリーテリング、エプロンシアター、わらべうたなど	4
8	おはなしと音楽ボランティア「かのん」	市内の保育園、幼稚園、子育て支援センターなど	絵本の読み聞かせ、パネルシアター、紙芝居、ふれあい遊び、手遊びなど	20

9	おはなしや	市内の幼稚園	絵本の読み聞かせ、手遊び	17
10	おばあちゃんの家 「なのはな文庫」	自宅で家庭文庫、わかすぎ保育園、中川幼稚園、	絵本の読み聞かせ、ストーリーテリング	1
11	鎌田幼稚園保護者ボランティア 「たんぽぽの会」	鎌田幼稚園	紙芝居、絵本の読み聞かせ、パネルシアター、絵本に出てくる歌の弾き語り、手遊び	5
12	ぐりとぐら	花岡公民館	読み聞かせ、パネルシアター、手遊び	6
13	コアラの会	第四小学校区の保育園、幼稚園、小学校	絵本の読み聞かせ	18
14	たんぽぽの会	朝見幼稚園	絵本、紙芝居の読み聞かせ	3
15	なんじゃもんじゃの会	掃水小学校	絵本の読み聞かせ	5
16	人形劇団 「ぽけっと」	公立子育て支援センター、幼稚園など	パネルシアター、ペープサート	3
17	ふわりんこ	保育園	ストーリーテリング	7
18	三雲おはなしの会 「かみふうせん」	三雲管内の幼稚園、小学校、中学校、公立子育て支援センター	絵本・紙芝居の読み聞かせ、アニメーション、パネルシアター、ペープサート、わらべうたなど	17
19	三雲おはなしの会 「ピーターラビット」	三雲管内の公民館	ストーリーテリング	8

(4)法 令

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成 13 年 12 月 12 日 法律第 154 号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第二次松阪市子ども読書活動推進計画

平成25年3月

松阪市教育委員会いきがい学習課

〒515 - 8515 三重県松阪市殿町 1315 番地 3

TEL : 0598-53-4401 FAX : 0598-26-8816

E-mail ikig.div@city.matsusaka.mie.jp